

事故発生防止のための指針

医療法人真温会
ケアプランとうるう
とうるう訪問看護ステーション
ケアアシスタントとうるう

1. 法人における事故の防止に関する基本的な考え方

当法人では、事故発生防止の為に常に改善を行い、安全かつ適切な質の高い介護保険サービスを提供することを目標に介護事故発生防止に努めます。そのためには、必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故防止に取り組めます。また、介護事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう、常日頃から全職員で介護事故対応方法の研磨に取り組み、介護事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努めます。

2. 介護事故防止のための委員会、その他、法人内組織

当法人では介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、下記の体制をとります。

(1)「事故発生の防止のための委員会(事故防止委員会)」の設置

① 設置の目的、施設内での事故を未然に防止するとともに、行動の抑制や拘束に頼らず、より高いレベルでの事故防止活動に取り組めます。また、起こった事故に対しては、その後の対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組んでいきます。

② 事故防止委員会の構成委員

- ・ 管理者
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 医師、理事長、事務長(必要に応じて助言)
- ・ その他必要に応じて委員を任命する

③ 事故防止委員会の開催は定期的に1か月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。また、重大な事故が発生した場合など、必要な際は随時委員会を開催します。

④ 事故防止委員会の役割

1)事故報告の月ごとの検討及び年間の集計と分析、毎月事故報告の検討を行い、必要であれば事故の対策、職員への周知を行います。また、年間を通した事故報告の集計と分析を行い、その結果を報告します。(物損事故・車両事故等を含む)

2)事故防止策の立案と職員全体への周知。同じ事故が続いて起きる等、必要がある場合には対策の立案を行い、各部署への周知が必要な場合には、委員を通じて速やかに伝達します。

3)マニュアル、介護事故報告書及びヒヤリハット報告書載の整備、定期的のマニュアルの見直しを行い、必要に応じてマニュアルを更新します。介護事故報告書及びヒヤリハット報告書の様式についても定期的に見直しを行い必要に応じて更新していきます。

(2)他職種共同によるアセスメントを実施し事故防止

① 他職種(介護・看護・栄養・ケアマネ)共同によるアセスメントを実施します。

- ・利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から個々の状態把握に努めます。
- ・事故につながる要因を検討し、事故予防に向けたサービス計画を作成します。

- ② 介護事故予防の状況が事故につながらないように、定期的なカンファレンスを開催します。
- ③ 介護機器の使用において、確実な取り扱い方法を理解したうえで使用します。

3.介護事故発生防止における各職種の役割、施設内において事故防止のために各職種が適切な役割を果たし協働します。

(管理者)

- ① 事故防止発生のための総括責任者
- ② 事故苦情対応委員会総括責任者
- ③ 事故発生防止のための指針の周知徹底
- ④ 緊急時連絡体制の整備(施設・家族・行政等)
- ⑤ 報告(事故報告・ヒヤリハット)システムの確立
- ⑥ 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- ⑦ 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- ⑧ 家族、医療、行政機関、その他の関係機関への対応

(看護職員)

- ① 医師、協力病院との連携を図る
- ② 施設における医療行為の範囲についての整備
- ③ 処置への対応
- ④ 利用者への施設における医療行為についての基本知識を身に付ける
- ⑤ 利用者個々の疾病から予測されることを把握し些細な変化に注意する
- ⑥ 状態に応じて、医師との相談を行う等連携体制の確立
- ⑦ 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- ⑧ 食中毒予防の教育と指導の徹底
- ⑨ 緊急時連絡体制の整備(保健所・各関係機関・施設・家族等)

(介護職員)

- ① 食事、入浴、排泄、移動等介助における基本的知識を身に付ける
- ② 利用者の意向に沿った対応を行い無理な介護は行わない
- ③ 利用者の疾病、傷害等による行動特性を知る
- ④ 利用者個々の心身の状態を把握しアセスメントに沿ったケアを行う
- ⑤ 他職種協働のケアを行う
- ⑥ 記録は正確、かつ丁寧に記録する

(事務)

- ① 施設内の環境整備、備品整備
- ② 職員への安全運転の徹底
- ③ 管理者の補佐

(医師)(参加できない場合には意見を聞くことができる)

- ① 診断、処方方法の指示
- ② 各協力病院及び専門病院との連携を図る

4. 事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故防止委員会を中心として、事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。

- ①定期的な教育・研修(年2回以上)
- ②新任者に対する事故発生防止の研修
- ③その他 必要な教育・研修

5. 事故等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1)報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリ・ハットや事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。なお、この情報を報告者個人の責任追及のためには用いません。

(2)事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果の評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。また、その過程において自施設における事例だけではなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

(3)改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故発生防止委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、「事故発生時対応マニュアル」により速やかに対応します。

①当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該ご利用者の状況を判断し、当該ご利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及びご家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、ご家族・担当ケアマネジャー・必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人の加入する損害賠償保険で対応します。

7. その他災害等への対応

火災・大規模地震等の災害によるリスクの回避・軽減のため下記の手順で行います。

- ①防災計画の作成
- ②非常災害のための体制(自衛消防組織等)
- ③近隣住民等との防災協定の締結
- ④避難誘導訓練・消火訓練等の実施(年1回)
- ⑤避難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守点検
- ⑥非常用食料等の備蓄
- ⑦上記体制の周知のための職員教育
- ⑧その他

8. 事故対応防止についての指針の閲覧について

この指針は、だれでも自由に施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

附 則

この指針は、2025年(令和7年)1月1日から施行する。